

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和 7 年 3 月 25 日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第28号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則
災害救助法施行細則（昭和39年香川県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第 7 号様式（第 8 条関係） 略 （表面） （裏 面） この令書の交付を受けた者の留意事項 1 この令書の交付を受けた者は、この令書又は本人であることを確認することができる書類を携え、指定の日時及び場所に出頭し、香川県職員に届け出てください。 2 この令書の交付を受けた者が負傷、疾病等により指定の日時に出席できない場合には、医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書）を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出てください。 3 この令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町長、警察官、船長又は駅長の証明書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出てください。 4 この令書の交付を受けた者で旅費の前渡金払を受けなければ出席することができないものは、居住地の市町長にこの令書を提示し、立替払を請求することができます。ただし、出席すべき場所が居住地の市町であるときは、請求することができません。 5 この令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第32条の規定により、6 月以下の拘禁刑若しくは懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。	第 7 号様式（第 8 条関係） 略 （表面） （裏 面） この令書の交付を受けた者の留意事項 1 この令書の交付を受けた者は、この令書又は本人であることを確認することができる書類を携え、指定の日時及び場所に出頭し、香川県職員に届け出てください。 2 この令書の交付を受けた者が負傷、疾病等により指定の日時に出席できない場合には、医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書）を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出てください。 3 この令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町長、警察官、船長又は駅長の証明書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出てください。 4 この令書の交付を受けた者で旅費の前渡金払を受けなければ出席することができないものは、居住地の市町長にこの令書を提示し、立替払を請求することができます。ただし、出席すべき場所が居住地の市町であるときは、請求することができません。 5 この令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により、6 月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることがあります。

附 則
この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。